

通 達

令和4年2月から9月までの間、介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を法人として4月に申請しました。支給内容は下記のとおりとします。

(障害事業部門)

1. 対象者 正規職員が対象（職種問わず）
2. 期 間 令和4年2月から令和4年9月まで
3. 支給計画

【収入】		(単位:千円)
処遇改善支援補助金（交付金）の見込み額		4,160 千円
【支出】		
① 「特例処遇」として毎月給与に合算支給		6,000 円/人（月額）
① の合計額（2-9月分）		3,100 千円
③ 社会保険料等法人負担分（2-9月分）		547 千円
④ 調整（2~9月の収支差額支給）9月予定		550 千円
賃金改善所要見込額合計		4,197 千円

4. 処遇改善支援補助金（交付金）手当（毎月支払い分）について

「特例処遇」手当として、介護職員である社員に下記の金額を支払う。

- ・令和4年2月給与から 6,000 円/月（前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る）

※稼働状況等により期間の途中で金額を見直すことがあります。

5. その他

- ・現在支給中の「処遇改善手当」25,000円とは別に「特例処遇」として6,000円支給します。

(給与明細表示例)

支 給	基本給		
	当直課税	講師料	特例処遇
	0	0	6,000
	役割貢献	業績貢献	処遇改善
	0	0	25,000
	残業休深	残業法休	残業法深
0	0	0	

令和4年4月1日

社会福祉法人 一燈会 理事長 山室 淳 印略